

高鍋町告示第44号

平成30年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年11月22日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成30年11月29日（木）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○応招しなかった議員

平成30年 第2回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成30年11月29日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成30年11月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第71号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第72号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第73号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
日程第6 議案第74号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第7 議案第75号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第76号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第71号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第72号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第73号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
日程第6 議案第74号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第7 議案第75号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第76号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
-

出席議員(16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池田 堯君 | 2番 水町 茂君 |
| 3番 山本 隆俊君 | 5番 津曲 牧子君 |
| 6番 岩村 道章君 | 7番 岩崎 信や君 |
| 8番 緒方 直樹君 | 10番 柏木 忠典君 |
| 11番 後藤 正弘君 | 12番 中村 末子君 |
| 13番 黒木 博行君 | 14番 黒木 正建君 |
| 15番 春成 勇君 | 16番 八代 輝幸君 |
| 17番 青木 善明君 | 18番 永友 良和君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	横山 英二君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長		鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成30年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

第2回臨時会の招集に伴い、去る11月26日午前10時より、第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席。執行部より副町長を含む3人が出席。議会事務局から日程説明など2名が参加して、議会運営委員会が開かれました。提案されたのは、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に準じた職員給与等の条例改正及び関連する会計における増額です。

今回は、職員の給与改定及び常勤特別職についての条例の一部改正が2件。それに付随する一般会計補正予算などの人件費調整の補正予算が4件提案されます。執行部説明では、若年層に厚く配分されているとのことでした。

詳細については、本日、担当課長より説明が行われます。委員より、執行部に対して意

見はありませんでした。事務局が日程の説明に入り、本日1日で行うことに対して、委員全員一致したことを御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、緒方直樹議員、11番、後藤正弘議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

- 議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は、別記のとおり、本日11月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日11月29日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第71号

日程第4. 議案第72号

日程第5. 議案第73号

日程第6. 議案第74号

日程第7. 議案第75号

日程第8. 議案第76号

- 議長（永友 良和） 日程第3、議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第76号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上6件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第76号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に準じて、本町職員の給与改定等を行うため、所要の改定を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、初任給、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ及び勤勉手当支給月数の引き上げでございます。

次に、議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国の特別職員の特別給の改定に準じて、本町常勤特

別職の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

次に、議案第73号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ497万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億1,733万円とするものでございます。補正の内容といたしましては、今議会に上程させていただいております給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整等で、財源といたしましては繰越金でございます。

次に、議案第74号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,929万6,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第75号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,974万8,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第76号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回補正は、歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億577万2,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

以上、6件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例及び議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これらの議案につきましては、人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に基づき、国家公務員及び県職員の給与改定が行われることに伴いまして、国、県に準じて一般職の給料及び勤勉手当並びに宿日直手当の改定を行うものでございます。合わせまして、国の特別職の期末手当の改定が行われることに伴いまして、本町特別職につきましても同様に、期末手当支給月数の改定を行うものでございます。

一般職の給料につきましては、民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を平均で0.2%引き上げるものでございます。若年層を重点とした改定が行われておりまして、初任給を1,500円。若年層につきましては1,000円程度。それ以降につきましては、引き上げ幅が段階的に少なくなりまして、40歳前後以降が400円の引き上げとなっております。これによりまして、高卒初任給が14万7,100円から14万8,600円に。

大卒初任給が17万9,200円から18万700円に、それぞれ改定される予定でございます。

特別級ボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえまして、勤勉手当を0.05月分引き上げて1.85月に。期末手当2.6月と合わせますと、年間4.45月となります。また、期末手当の支給配分でございますが、現在、6月が1.225月、12月が1.375月となっておりますが、来年度から6月、12月を均等にし、それぞれ1.3月とするものであります。

宿日直手当につきましては、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、200円を引き上げ4,400円とするものでございます。宿日直業務につきましては、現在の庁舎が建て替えられる前の昭和50年ごろまで同勤務の実働があったと聞いておりますが、現在は、土曜日、日曜日及び祝祭日、夜間を民間警備会社に委託しているため、勤務実績及び支給実績はございません。

常勤特別職の職員、町長、副町長、教育長の期末手当につきましては、支給月数を0.05月分引き上げ、年間3.35月とするとともに、一般職と同様に、来年度から6月、12月の支給月数を均等にし、それぞれ1.675月とするものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） それでは、議案第73号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）から議案第76号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4件の補正予算につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。今回の補正は、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に伴う人件費について予算編成したものでございます。

初めに、一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。予算書は8ページからとなります。議会費からでございますが、これ以降、27ページの教育費まで、条例に基づく給与改定に伴う人件費をそれぞれの費目において計上をさせていただきました。

職員につきましては、給料表の引き上げに伴うもの、勤勉手当の支給月数の引き上げによるものなどを計上し、町長、副町長と教育長につきましては、期末手当の支給月数の引き上げに伴うものを計上をしております。そのほか、10月の人事異動等に伴う人件費の調整や、特別会計への操出金を計上させていただきました。

戻りまして、6ページ、7ページをお開き下さい。歳入でございます。

繰越金497万6,000円でございますが、今回の人件費の財源として計上をさせていただいたところでございます。一般会計補正予算（第5号）についての説明は、以上でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳出につきま

しては、一般会計補正予算（第5号）と同じく、給与改定にかかる条例改正に伴う職員の
人件費等をそれぞれの費目において計上をさせていただきました。財源といたしましては、
一般会計からの繰入金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を
行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほどの説明で、詳しく説明されて40代ぐらいまでが若年層
なのかなと思いましたが、具体的にはどのくらいの年齢までが対象となっているの
かお伺いしたいと思います。また、その年代についてではなく、子育てで一番費用を必要
としている大学生などを抱えている教育負担している年齢層に対しての配慮はなかったの
かどうか、お伺いします。

ボーナス査定においては、上司において判断される評価基準がありますが、それについ
てはどうなっているのでしょうか。判断基準はどこにお伺いしたいと思います。ラ
スパイレスはどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 3点につきましてお答えをいたします。

まず、若年層の定義であります。若年層30歳あたりまでが3級8号給となっております
が、ここあたりが1,000円程度の引き上げ。それ以降の引き上げの幅が段階的
に少なくなりまして、40歳あたり4級の33号給以降が400円の引き上げとなってお
るところであります。

人事評価についてでございますが、職員の評価につきましては、高鍋町の人事評価制度
に基づきまして、能力評価、業績評価を行いまして、5段階の評価尺度によって実施をし
ておるところでございます。

ラスパイレス指数につきましては、29年4月1日現在であります。もう、これらは
公表をされておりますが、30年4月1日のラスについては、まだ、未公表となってお
りますので、29年4月1日現在のラスパイレス指数につきましては98.3となってお
るところでございます。

大学生がいるところにつきましては先ほど申し上げましたが、40歳あたりが400円
程度という形の引き上げ改定というふうになっておるところであります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） といいますのは、やはり、若年層にという言葉で国は濁してい
ますけれども、人事院勧告する中で、私、いろいろ、内容をインターネットのほうで見て
みましたけれども、やはり、意見の中で、そういった大学生がいる家庭への配慮をすべき

ではないかという意見が議員の中から出ていたみたいなんです。

だから、そういうことを考えた時には、やはり、大学生を抱えているというのは30代では、ちょっと抱えていないのではないかかとひょっとしたら思うんです。だから、それから考えた時には、やっぱり、40代あたりまで少し配慮していただかないと、やっぱり、授業料も年々上がってきていますし、子どもの教育費については、国はちゃんとそこも考えて無料化するとかそういうことを言っている政党もありますので、そういうことを考えた時には、やはり、高鍋町からも何らかの形で職員の、やっぱり、そういった生活をしっかりと支えていく。これがなければ、きちんとした自治体運営というのはできないわけですから、そのことについては要望したのかどうか。人事院勧告については何も口出しができないのか、そのへんのところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 御承知のとおり、人事院勧告制度そのものが労働基本権の代償措置として定められておりますので、民間企業につきましては、そういった労働基本権が尊重されておりますので、そういった形の中で賃金が決定をされるという形となっております。

それが、国家公務員、あるいは、公務員につきましては、一部、争議権、あるいは、団体交渉権あたりが制約をされている関係で賃金の交渉ができないという形で、そういう人事院勧告制度そのものが制度として確立をしているわけでございますので、町としましても、そういう形で、国、あるいは、県の人事委員会に準じた形で給与改定を今まで行っていますので、特にそういった要望等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行います。

先ほども質疑で申し上げたとおり、公務員はストライキ権もなくされ、労働者としての権利も不十分であります。したがって、人事院勧告及び人事委員会勧告については守るべきであると同時に、若年層だけでなく、子育てで一番教育費負担がある世代への配慮も必要であると、私の経験上から考えております。国や県への人事委員会には、そこへの配慮を求めて賛成としたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第71号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第71号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第72号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第73号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 1点だけ質疑します。歳入のほうの繰越金にありますけれども、これは補正をした残りがいくらあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 繰越金でございますが、29年度の実質収支が5億768万8,000円でございます。そのうち、2分の1につきましては、自治法上、基金に積むか繰り上げ償還をしなければならないというふうになりますので、残りが2億5,384万4,000円となります。当初予算で3,000万円を計上しておりまして、6月補正で6,870万円を計上しているところでございます。今回、497万6,000円を計上させていただきましたので、残りが約1億5,000万円というふうになっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第73号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案74号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第74号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第75号平成30年度高鍋

町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案76号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第76号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

----- . ----- . -----

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成30年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員